

平成21年7月17日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

ジュピターショップチャンネル株式会社
代表取締役社長 篠原 淳史
〒104-0033東京都中央区新川1-14-1

通信・放送の総合的な法体系のあり方答申案に対する意見書

標記答申に対する、通信販売事業者としての意見を下記の通り提出しますので、宜しくお取り計らい頂きたい、お願い申し上げます。

記

項目	意見
4.コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ③ 番組規律 昨今のいわゆるショッピングに対する社会的な問題意識の高まりを受け、ショッピング番組の扱いについても、「広告放送」の範囲を含め、具体的な検討を進め、その検討の結果を踏まえて、前述の公表を求める制度において必要な対応を図ることが適当である。	① テレビショッピングは、単に商品を紹介し販売するだけに留まらず、視聴者の生活に役立つ情報を発信する、情報提供番組として、消費者のニーズに応え、その支持を得ており、一様に広告放送に分類すべきではない。また、広告放送に分類された場合、ショッピング番組の放送時間が制限される可能性があり、放送時間が制限されれば、消費者のニーズに十分応えることができなくなる。 ② 答申案では、「昨今のいわゆるショッピング番組に対する社会的な問題意識の高まりを受けて、ショッピング番組の扱いについても、「広告放送」の範囲を含め、具体的な検討を進め」としているが、本来、まず第一に消費者ニーズの高まりを現状認識として共有すべきである。テレビショッピングの利便性は、テレビを通じて誰でも手軽に商品を購入注文することができ、注文した商品が自宅に配達されるというサービス面の優位性が消費者の支持を得てきた点に注目すべきである。そもそも販売する商品の品質管理、広告表示の適正の確保及び消費者対応等を十分実施でき

項 目	意 見
	<p>ない事業者は、放送事業者の番組選定において淘汰されるべき問題であり、全ての事業者が一律に規制されることに繋がりにくい、答申案のショッピング番組の取り扱いには問題があると考え。また、ショッピング番組を「広告放送」の範囲とすることで放送時間を制限しても根本的な解決にはならない。</p> <p>③少なくとも弊社では、昨今のいわゆるショッピング番組に対する社会的な問題意識の高まりを受けて、オペレーション等の更なる改善に鋭意努めており、その点については、テレビショッピング事業者からの意見を直接ヒアリングするなどして、テレビショッピングの状況を十分調査した上で検討を行う必要があると考え。</p>